

第21回弁護士業務改革シンポジウム【第2分科会】

やっときた！もうすぐ実現， e 裁判。  
次はA I 考えよう。

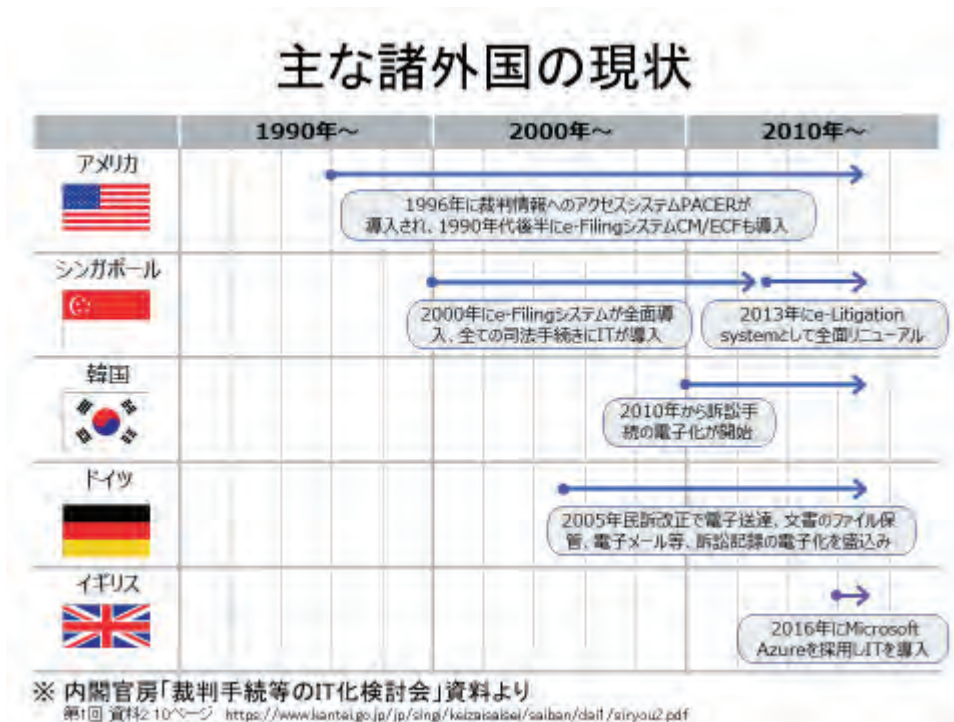
第1	裁判のIT化について	35
1	諸外国の現状について	35
2	日本の現状について	36
第2	AIについて	46
1	AIの現状	46
2	弁護士業務での利用について	50
第3	シカゴ調査報告	54
1	イリノイ州上訴裁判所	54
2	シカゴ弁護士会	55
3	カークランド&エリス法律事務所での意見交換	57
4	本人訴訟団体との意見交換	58
5	ABA TECHSHOW	59
6	終わりに	61



## 第1 裁判のIT化について

### 1 諸外国の現状について

裁判のIT化は、①e提出(e-Filing)、②e法廷(e-Court)、③e事件管理(e-Case Management)のいわゆる「3つのe」という観点から議論されることが多い(「3つのe」の具体的内容は後記2(1)参照)。まず、裁判のIT化に関する諸外国の状況について、このe提出、e法廷及びe事件管理のいわゆる3つのeに則して概観する。



### 主な諸外国の機能比較

	韓国	アメリカ(連邦)	シンガポール	
e提出	導入時期	2011年通常民事訴訟全般に導入	2002年に地裁に導入	1998年に導入
	認証	電子署名(公認認証書)	ログインID	電子署名(SingPass)
	一本化	× e提出の普及率70%以上	△弁護士は強制 本人は非強制	○サービスビューロによるサポートあり
	送達	紙が原則。事前同意した被告には電子送達。	—	—
	判決	△判決原本は電子化。全てが公開されている訳ではない。	○PACERシステムで事件記録も含めすべて電子化され閲覧可能	○
e法廷	×	○裁判官の裁量により電話やビデオによるヒアリングを実施	○テレビ会議システムを利用したヒアリング ただし、国土が狭いのでニーズは高くない	

(1) e 提出 (e-Filing) 及び e 事件管理 (e-Case Management)

諸外国における裁判の I T 化は、e 提出を中心に進展してきたと言える。

ここに、①事件記録が電子化されて保存されているということと、②事件記録が電子情報の形で提出されるということは、別の問題である。e 提出という場合、通常、②を指すことが多いが、米国で 1996 年に導入された連邦裁判所の裁判情報へのアクセスシステム PACER は、①を実現するものであった。米国では、その後、②を実現する CM/ECF が導入された（なお、CM は、Case Management の略称なので、これは e 事件管理を実現するものである。）。

その他の国では、e 提出システムの整備の際に①と②が同時に実現され、その背景には e 事件管理システムも稼働していることが多い。

シンガポールでは、2000 年に e 提出及び e 事件管理が実現し、2013 年には全面リニューアルされている。

韓国でも、2010 年から民事通常訴訟について e 提出及び e 事件管理が実現し、その後、順次、特別法の訴訟手続にも適用領域を広げている。

e 提出に関しては、e 提出によることが強制されているか否かが大きな問題となるが、米国については弁護士強制、シンガポールについては全面強制、韓国は非強制となっている。韓国は非強制ではあるが、その利便性ゆえに e 提出の利用率は 70%を超えている。シンガポールは全面強制であるが、裁判所にサービスビューローがあり、紙媒体の電子化と提出を有償でサポートする体制が整備されている。

e 事件管理については、各国共通して、ユーザ単位及び事件単位で、事件情報（メタ情報）と事件記録がデータベースで管理され、当事者、その代理人及び裁判所による検索や参照が可能となっている。特に、代理人にとっては、その I D でログインすると、自分が代理人を務めている事件が一覧で参照でき、スケジュールや事件記録をワンストップで確認できる使い勝手の良いシステムになっている。

(2) e 法廷 (e-Court)

e 法廷の進展度合いは、各国の実情に合わせてまちまちである。

シンガポールのような国土の狭い国や、韓国のように首都に代理人が一極集中している国では、移動コストが小さいので e 法廷が整備されていない。また、アメリカにおいても、法廷が開催されるトライアルにまで進む事件が極めてまれで、トライアルにおける法廷は陪審員に対するアピールが重視されるので、e 法廷利用のニーズが低い。ただし、米国においても、トライアル前のデポジション等においては、裁判所の裁量で積極的にウェブ会議システムなどが利用されている。

2 日本の現状について

(1) e 裁判の流れについて

① 政府における検討の状況

最初に、政府における民事裁判手続等の I T 化の取組について、ここ数年の活動を紹介する。

政府が I T 化の取組を本格的に宣言したのは、2017 年 6 月 9 日に発表された未

来投資戦略 2017<sup>1</sup>である。ここでは「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」(29 ページ及び 112 ページ)として、2017 年度に裁判手続等 IT 化の推進方策を定めることとした。

これを受けて、2017 年 10 月より、裁判手続等の IT 化検討会<sup>2</sup>が開催された。同検討会では、後述する「3つの e」が提案され、これらの内容や実現に向けた取組についての検討が行われた。同研究会は、2018 年 3 月 30 日に、裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ<sup>3</sup>を発表した(以下「取りまとめ」という。)

取りまとめを受けて、政府は、未来投資戦略 2018<sup>4</sup>に以下の内容を記載した(55 ページ)。

司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面 IT 化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う。

- ・ まずは、現行法の下で、来年度から、司法府には、ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理等の試行・運用を開始し、関係者の利便性向上とともに争点整理等の充実を図ることを期待する。
- ・ 次に、所要の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現することとし、平成 34 年度頃からの新たな制度の開始を目指し、法務省は、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。
- ・ さらに、所要の法整備及びシステム構築などの環境整備を行い、オンラインでの申立て等を実現することとし、法務省は、必要な法整備の実現に向け、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う。
- ・ また、法務省は、オンラインでの申立て等の実現に向けたスケジュールについて、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、来年度中に検討を行う。

2018 年 7 月には、公益社団法人商事法務研究会にて民事裁判手続等 IT 化研究会<sup>5</sup>が始まり、民事裁判の IT 化の具体的な在り方や法改正の方向性について議論が進められている。

## ② IT 化された民事訴訟手続のイメージ

民事裁判の IT 化は以上のような検討状況にある。ここで想定されている e 裁判の手続の流れを紹介する。取りまとめでは、以下のような手続を想定している。

<sup>1</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\\_t.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>

<sup>3</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

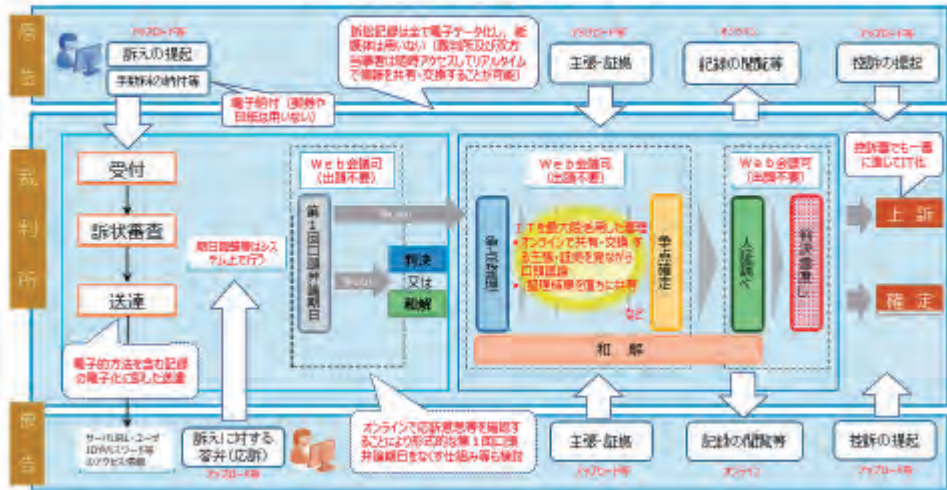
<sup>4</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_zentai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)

<sup>5</sup> <https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/saiban-it>



# e裁判の流れ

IT化された民事訴訟手続のイメージ



※ 商事法務研究会「民事訴訟手続等IT化研究会」資料より  
民事訴訟手続等IT化研究会 第1回 資料1-2  
<https://www.shohom.or.jp/documents/10448/0808068/04+kankyukai-siryou2.pdf>

## ア 訴状の提出

原告は、訴状を電子ファイルで作成する。原告は裁判所システムにアクセスするID（必要に応じて取得）を用いて、訴状（電子ファイル）を提出する。

## イ 訴状の被告への送達

被告は、電子的な伝達手段を登録していないのが通常であるため、訴状は原則として従来どおりの紙での送達となる。被告は、訴状受領後、裁判所へのアクセスのためのIDを取得することになる。

## ウ 期日及び書面の提出

双方が出頭する従来型の期日の他にウェブ会議による期日や打ち合わせを行う。書面の提出は、原告・被告ともに、電子ファイルで提出する。提出方法は、ログインした上でのアップロードが主として検討されている。アップロードされたときには、相手方にその旨が通知され、相手方はダウンロードにより電子ファイルを取得する。当事者及び代理人は、これらの電子ファイルを含めて担当事件の情報をいつでも閲覧・ダウンロードできる。

## エ 尋問期日・判決期日

ウェブ会議による尋問期日を許容するかどうか、どのような条件で許容するかなどについては、検討が続いている。また、無人の法廷で判決を行うことのある判決期日を、今後どのようにしていくかについては、憲法82条1項の公開原則をも踏まえて、検討が進められている。

## ③ 3つのeとスケジュール

以上述べたようなIT化の実現のため、3つのe、すなわち、e提出(e-Filing)、e法廷(e-Court)、e事件管理(e-Case Management)の観点からの検討が進めら

れている。取りまとめにおいては、フェーズ1としてe法廷の一部（現行法で可能な部分）を2019年度にも実施し、フェーズ2としてe法廷の法改正を要する部分について2019年度に法制審議会への提出・2022年の実施をめざす。さらに、フェーズ3として、e提出及びe事件管理について、2019年の法制審議会提出を視野に入れて検討を進めることとしている。

以下、3つのeの内容について、説明する。

④ e提出

図1に、e提出とe事件管理の機能の概要を示す。

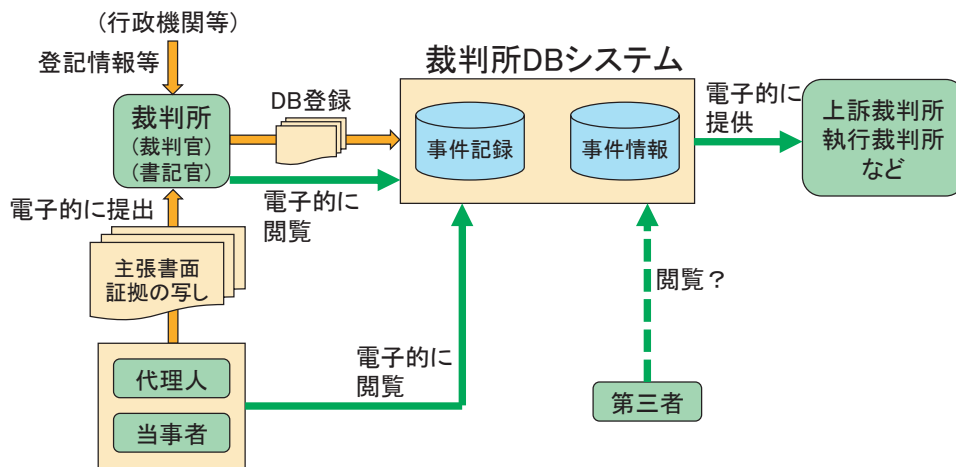


図1 e提出とe事件管理

e提出は、電子的な書面の提出と裁判所データベースへの登録を行う。当事者・代理人は裁判所に主張書面や証拠の写しを提出し、裁判所がこれをデータベースに事件情報として格納する。データベースにおいては、事件番号、提出日付等の書誌情報を含めて登録することになる。

行政機関等の第三者からの情報（例えば、登記情報）を電子的に取得した場合も、同様にデータベースに格納される。

⑤ e事件管理

e提出により登録された事件情報や、調書・決定書、判決書等、裁判所で作成した情報を登録する事件記録がデータベースで管理される。事件記録には、期日の日時・場所なども登録される。各事件の情報は、裁判所及び当事者・代理人が電子的に閲覧できる。なお、このようなデータベースではアクセス管理が必要で、誰にどこまでのアクセスを許可するかを十分に検討する必要がある。特に、第三者の閲覧をどこまで許可するかについては、議論が続いている。従来の記録は、閲覧可能な者と謄写可能な者を区分するなどの管理が行われてきた。電子化に当たってこのような管理をどうしていくかについては、なお検討が必要である。

e事件管理により、記録の全てを電子的に管理することが望まれている。現在は記録を紙で管理しているため、管理の手間や、場所の確保など、多大なコスト

を要しているが、電子化により、相当の軽減が可能になると考えられる。

⑥ e 法廷

図 2 に、e 法廷と、e 法廷の実施時の e 事件管理の利用について示す。

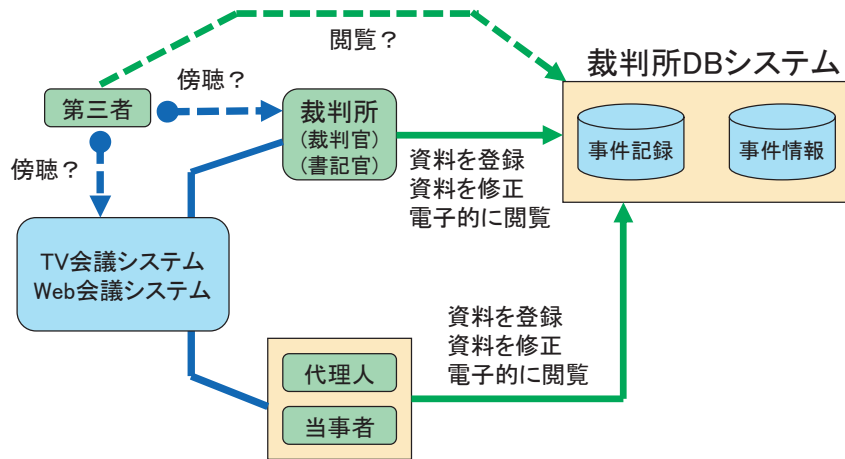


図 2 e 法廷

e 法廷は、裁判所と当事者・代理人がウェブ会議システム（インターネットを介したテレビ会議）などで接続して、期日や打ち合わせを実施するものである。事実上の打ち合わせなど、現行法の下でも可能なものについては、2019 年度中にも実施が始まる運びである。

ウェブ会議システムとしては、一般に用いられているアプリケーションを利用する方法と、裁判所で専用システムを構築する方法が考えられる。利用者 ID や情報セキュリティを裁判所が管理できることを考えると専用システムが望ましいが、開発の時間やコストを考えると、当面は一般的なアプリケーションの利用から開始することになると考えられている。

e 法廷の実施に当たって、傍聴の問題も考えなければならない。憲法 82 条 1 項の公開原則からすると、口頭弁論期日を e 法廷で行う場合には傍聴を許すことになる。これを、裁判所の法廷での傍聴のみ許可するのか、インターネットでの視聴をも許可するのか、議論が続いている。

e 法廷の実施に当たっては、事件情報等を閲覧しながら行うことが考えられる。ウェブ会議システムによっては、画面表示の共有が可能になるため、リアルタイムでの提示や修正なども実施可能性がある。このような、e 事件管理とのシナジーにより、効果的な審理の実現が期待されている。

(2) 模擬裁判の現状について

前述のように、民事裁判手続等の IT 化については、①訴状等の書面や証拠をオンラインで提出すること等を内容とする e 提出 (e-filing)、②訴訟記録をオンラインで確認し、期日を管理すること等を内容とする e 事件管理 (e-case management)、③オンライン上で口頭弁論期日等を開催することを内容とする e 法廷 (e-court) の 3 つの局面に分析され、これを 3 フェーズ (段階) に分けて、実現



することとなっている。

すなわち、フェーズ1では、ウェブ会議、テレビ会議等の運用など、現行法下でIT機器の整備で実現可能な手続を実現することになっており、関係法令の改正を必要としないことから、2019年度中に特定庁でe法廷等の試行等を行い、効果的・効率的な争点整理の試行を開始して、拡大・定着を図っていくとされている。最高裁判所による2019年5月16日の発表によれば、フェーズ1実施の特定庁とは、具体的には、第一弾として2020年2月の開始が、高裁所在地の8地方裁判所及び知財高裁（ただし、東京地裁は21か部、大阪地裁は12か部に限定される。）、第二弾として同年5月の開始が横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、京都地裁、神戸地裁となっている。

これに対し、フェーズ2は、関係法令の改正により初めて実現可能となる段階であり、具体的には、e法廷のうち法改正が必要な弁論や争点整理等の運用に関する部分を指し、2022年度頃からの開始を目指して、2019年度中の法制審議会諮問を視野に入れるとされている。また、フェーズ3は、関係法令の改正に加えて、システム構築や本人サポート等の環境整備（予算措置）が必要となる段階であり、具体的には、e提出やe事件管理に関する部分がこれに該当する。この段階も2019年度中の法制審議会諮問を視野に入れ、速やかに検討・準備を進め、法務省は、司法府の自律的判断を最大限尊重し、その環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、同年度中にフェーズ3の実現に向けたスケジュールの検討を行うことが望まれるとされている。

以上の工程を見据え、裁判所においても、民事裁判手続等のIT化の検討が始まっており、IT化を単なる機器の導入に終わらせず、民事裁判の手続の在り方を見直し、裁判の質の更なる向上を図る契機とする姿勢で取り組むとしている（2019年1月1日最高裁判所長官の新年のことば）。そして、その一環として、2018年度後半からすでに複数の地方裁判所と知財高裁で模擬裁判が開始されている。

上記模擬裁判においては、その実施内容をフェーズ1、すなわち、現行法下で可能なものに止めるか、それを超えたものとするのかについては、各裁判所と弁護士会の協議に委ねられているとされていたが、現在では、上記のように、既にフェーズ1の実施も迫ってきていることから、基本的には、現行法の下で行うことのできるe法廷の実現という上記フェーズ1の段階を射程に置き、その万全な実施を実現することに集中する基本的な傾向にある。

具体的には、現時点では、裁判所の主導により、Microsoft Teams（グループ・チャット・ソフトウェア）を用い、裁判所と原被告双方の訴訟代理人役弁護士との間をオンラインで結び、ウェブ会議を開催し、また、準備書面や書証等を作成の上、Microsoft OneDrive（オンライン・ストレージ）上のあらかじめ準備された領域にアップロードし、これらファイルを裁判所と当事者が共有化し、ウェブ会議で争点整理手続や和解等が行われている。

以上のようにして開催されている模擬裁判における課題は、大きく言って2つあるように思われる。すなわち、1つは、ウェブ会議開催のための通信環境の条件についての整備に関する検証であり、もう1つは、従来の争点整理にはないIT環境

によって初めて実現されるような、新たな民事裁判手続としての工夫である。

まず、第一は、専ら（IT）技術上の問題であるところのウェブ会議開催のための条件整備である。この間に模擬裁判において現実に問題となっているような具体的な項目について、ランダムに挙げれば、①裁判所は有線LANによるとして、当事者代理人弁護士は無線LANによっても参加が可能か、その場合の基準はどのようなものであるか、②裁判所側は複数台のディスプレイを用意するとして、代理人弁護士はウェブ会議に参加するについて何台のディスプレイを使うことを推奨されるか、③ディスプレイのサイズはどの程度以上であるべきか、④代理人の音声を拾うためのマイクやスピーカーは、どのような形態・性能のものを用意すべきか、ヘッドセットのような形態に限定されるか、⑤カメラについて、どの程度の画素数の性能が要求されるべきか、⑥ウェブ会議に参加する際の場所は、代理人事務所に限定されるか、代理人の事務所であれば、周囲の状況はどのようなものでも許容されるか、一定の仕切りや他人の遮断を必要とするか、⑦多数の事件を抱える裁判所において、事件ごとの整理をどのように行うか、特に、⑧扱うファイルの形式の準則や、⑨ファイル名を付ける際の準則はいかにすべきかなどといった、正式に運用が開始された際には確立しているべき通信環境等についての条件が詰められなければならない。

第二に、新しい争点整理の方法についても、この間実施された模擬裁判において、(a)ブロックダイアグラムの活用や、(b)（争点整理）メモの作成、(c)（ワードの）コメント機能の活用といった諸方法によって、今までにはない新しい争点整理の方法を発明できないか、模索が続いている。この新しい争点整理の工夫については、手続運用の一層の効率化迅速化が求められる一方で、IT化に伴って、制度がかえって硬直化したり、徒らに職権進行主義的になったりすることのないよう、殊に、当事者の主体性や手続的な権利保障が後退することのないよう留意されなければならない。

また、この関係では、争点の整理に止まらず、証拠方法の整理方法や提出や確認の方法、特に、画像ファイルや音声ファイル、動画ファイルの扱いをどのように行うべきか、といった点について検討が続いている。

さらに、手続中和解の試みなど、一方当事者のみを在廷させるような方法については、やはり機器の操作方法との関係で、詰めるべき課題がある。

### (3) IT化に向けた諸課題について

以上のような研究会での議論や各地の模擬裁判が進むにつれ、主に次のような様々な諸課題が浮上している。

#### ア 模擬裁判に関して

- ① 接続、IT環境の問題として、ウェブ会議の接続に手間や時間がかかりすぎる、接続不良が発生する（途切れる）、接続にサポートが必要となる、機材的に、複数のモニタ・デバイスが必要になる、等の声が寄せられている。
- ② ウェブ会議利用のメリットが見えないといった声も上がっている。
- ③ 会員に対する周知の問題として、模擬裁判が行われていること自体知らない会員が多い、といった意見が出ていた。

## イ 取りまとめを受けた会内意見

取りまとめを受け、弁護士会内でも検討がなされ、様々な角度からの意見が示されており、IT化による効率性、利便性を否定する見解自体はほとんど見当たらないものの、次のような懸念を示す意見や慎重意見も少なくない。

### ① デジタルデバイド

インターネット、パソコンを利用できない者、とりわけ社会的・経済的弱者の裁判を受ける権利が阻害される。逆に、官庁、大企業が有利になる。

### ② 「出頭」メリットの後退

裁判官が画面を通じて訴訟当事者と対面することで、争点整理の充実、証人尋問の真実発見、円滑な和解進行が損なわれる。

### ③ 情報不足

国民ニーズの有無、利用者（裁判官、書記官、弁護士等）の意見、オンライン申立てが普及しなかった原因、外国の制度・司法文化等の調査が不足している。

### ④ 非弁活動

ITサポートを機に非弁活動の誘発、拡大を招く。

### ⑤ 支部統廃合の懸念

支部の統廃合が進むことに対する懸念がある。

### ⑥ 技術的な疑問

特定業者の著作物（Windows）の利用を前提とすることに対する危険の検証がない。

また、裁判の公開については、公開推進と非推進で意見が分かれているが、憲法 82 条 1 項の趣旨、憲法 21 条 1 項（及び国際人権規約 B 規約 19 条 2 項）の表現の自由（知る権利）との関係、企業秘密・プライバシーとの関係、さらには裁判官と弁護士の密室裁判の実務の当否等について、区々の意見が出ている。障がい者のための IT 利用（音声読上げ等）も検討すべきであるとの意見もある。

## ウ その他、IT化に向けた全般的な課題

### ① 様々な利用者への配慮

まず、デジタルデバイドの他、遠隔地利用者、障がい者、出頭困難者（入院者、収監者など）といった様々な利用者への配慮が検討されるべきであり、遠隔地利用者配慮の観点からの地域司法の充実の必要性も認識されるべきである。

### ② 判決情報の公開

裁判の公開に加え、裁判情報の公開という視点からの IT 化検討も進められるべきである。

### ③ 情報セキュリティ対策

システム問題（ウイルス、記録消失、一時停止、情報流出）、なりすまし、改竄等、セキュリティ面への配慮も当然必要となる。

### ④ 関係者の意見集約

弁護士のみならず、裁判関係者の意見をどれだけ幅広く収集、集約できるかも課題となろう。

⑤ 予算措置

システムの構築等のために相応の予算措置が講じられなければならない。

エ 会内対応

さらに、IT化自体に様々な課題があることを受け、弁護士会内においても、①IT化のニーズの認識を共有することができるか、②多様な問題意識や懸念をどこまで取り込むか、どのように折り合いをつけるか、③描いているイメージの違いから来る議論の錯綜をどう解消するか、④IT化の関心・問題意識の向上をどう図るか、現在進行形で進む議論の最新状況をどう伝えるか等の広報をどうするか、⑤スキルアップ、ITリテラシーの向上をどう図るか等が課題となってくると思われる。

オ まとめ

このように課題は様々あり、丁寧にして、また円滑な導入に向けた努力が求められるところである。

(4) 裁判のIT化に伴う事務職員の役割の変化について

e裁判（とりわけe-Filing）が実現することで、事務職員の業務・役割も大きく変わる。真っ先に思いつくのはコピー業務だろう。訴状や準備書面・書証など実に様々な書面をコピーで作成している。大型事件ともなれば、一日中コピーにかかり切りになることもある。一つの書面を正本・副本と複数部用意する必要があるためにこのような業務が発生するわけだが、データでの提出が可能となればコピー業務はかなりの量が削減できる。また、ブラウザ上でデータの受渡しが可能となれば、裁判所に赴く時間も削減できる。

ところで、訴訟提起をインターネットで行うということは、訴額（印紙）の納付も併せてインターネット経由で可能となるであろうから、訴額納付のために裁判所に赴く必要もなくなる。

不動産や法人の登記事項証明書はインターネットでの取り寄せが可能であるし、住民票の写しや戸籍謄本の類いは郵送で取り寄せが可能であるから、よほどのことがない限り事務職員を外出させる必要がなくなる。となれば、事務職員に対して新しい役割を与えることが可能となる。

e裁判では種々の証拠を提出することとなるが、全ての証拠があらかじめデータになっているとは限らない。そのため証拠書面を複数作成する代わりに証拠をデータ化するという業務が発生することが考えられる。依頼者が持ち込んでくるだろう種々雑多な証拠をデータ化するために、デジタルデバイスに対する理解は必須の能力になると想像される。

また、現時点においてインターネットを介してすることが可能な手続として電子内容証明郵便の発出や登記事項証明書の取り寄せ・登記情報の取得等があり、手続や操作法に精通した事務職員が関わることが多いものと思われるが、e裁判においても、同様に書面の提出やその他操作・管理といったサポートに事務職員が必要とされることになるだろう。



ほか、保全・執行・破産・再生といった比較的事務職員が関わることが多い手続が電子化されれば、その手続におけるシステムを理解し操作に精通した事務職員が活躍していくものと思われる。

(5) 将来的な課題について

e 裁判がいつ実現するかは不透明だが、数年後には実現するものとして、弁護士を含む法曹関係者は準備を進めていく必要がある。そのような準備に当たって、大きな課題が2つある。以下、これらについて述べる。

① デジタルデバインドへの対応

手続の電子化に当たって、電子化への対応が難しい者の問題、すなわちデジタルデバインドに対処していく必要がある。いうまでもなく、電子化に対応できないがために、裁判を受ける権利が阻害されるようなことはあってはならないことである。

電子的な提出、受領が難しい者への対応は、大きく分けて3つある。(i)紙での提出をも許容する方法、(ii)紙で提出した場合には裁判所において電子化（スキャン）する方法、(iii)電子化可能な者に依頼する方法、の3つである。

これらには、それぞれに課題がある。(i)の場合には、紙での提出が多数となって、電子化のメリットが得られないおそれや、裁判所において紙と電子ファイルの両方を管理することになり、かえってコストが増加するおそれがある。(ii)では、裁判所の人的コストの増大を招くこと、スキャナによって電子化されたファイルは画像情報なので、文章の再利用等が困難なこと、などの問題が挙げられる。

(iii)を実施する場合には、その主体が問題となる。まず、家族・親戚などが行うことが考えられるが、そのような者がいない可能性もある。次に、ITサポートを行う業者による方法が考えられる。この方法では、ITサポートにかこつけて、実際には非弁活動を行う者が出てくる可能性が濃厚であり、規制方法の工夫が必要である。これらに比べて、有力な方法は、弁護士会・弁護士など士業団体・士業によるサポートである。司法書士など他の士業がこのようなサポートを行う動きもみられるので、弁護士会としても、どのようなサポートを行えるか、早急に検討していく必要がある。

② e 裁判に向けたセキュリティ対応

e 裁判の実施に向けて、電子的な情報のやりとりの比重がこれまでよりも大きくなることが予想される。それに呼応して、情報セキュリティの重要性も増大する。

e 裁判に向けた情報セキュリティの課題としては、裁判所関係の情報セキュリティと、法律事務所における情報セキュリティの2つの面がある。

裁判所関係では、裁判所システムにアクセスするための情報の管理が重要である。アクセスしようとする者の認証をどのような方法で行うかは未定であるが、例えば、IDとパスワードによる方法、IC-Cardを用いる方法、ワンタイムパスワードを用いる方法、生体認証による方法や、これらの組み合わせによる方法が考えられる。いずれにしても、裁判所又は裁判所が利用する認証機関において、



当事者・代理人への認証情報の発行及びその正当性確認のための情報管理が必要となる。弁護士においては、認証情報を安全に管理する大きな責任を持つことになる。万が一、弁護士の持つ認証情報が漏えいし、他人に使用されるようなことになれば、弁護士全体の信用の低下につながることを意識しなければならない。

法律事務所においては、訴訟関係の情報を含めた情報管理が重要である。これは、現在でも重要なものであるが、今後、電子情報の比率が増大すれば、情報管理の比重も高くなっていく。

具体的な情報管理としては、保有情報のアクセス管理・利用者管理、持ち出し情報（USB、ノートPC・スマートフォン等に保有する情報）の管理、メールなどによる情報提供の管理、（共同受任、弁護士団などにおける）他の弁護士との情報共有の安全管理、その他の情報セキュリティの施策（OSやアプリケーションの更新、ウイルス対策ソフトの利用など）が挙げられる。

弁護士としては、このような情報管理を確実にいき、e裁判が本格化して電子情報が主となる時代が来ても、十分に対応できるような態勢を整えておくことが肝要である。

## 第2 AIについて

### 1 AIの現状

#### (1) AIの定義

AIとはArtificial Intelligenceの頭文字をとったものであり、人工知能と訳されている。とはいえ、そもそも「知能」を定義すること自体が困難なこともあり、人工知能の定義も、研究者の間でも一致をみない。

他方で、法律においては、2016年2月14日に公布施行された官民データ活用推進基本法において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいうものと定義されている（同法2条2項）。

また、2019年3月に公表された内閣府・人間中心のAI社会原則検討会議による「人間中心のAI社会原則」案においては、AIとは、AI技術が情報システムの一部として組み込まれて使われることが一般的であり、同原則の適用範囲を広くするために、特定の技術を指すのではなく、広く「高度に複雑な情報システム一般」を指すものとして定義されている。

これに先立ち、内閣府・人工知能技術戦略会議による2017年3月31日付け人工知能技術戦略においては、「人工知能（AI）技術」の語が利用されている。これは、内閣府・人工知能と人間社会に関する懇談会の同月24日付け報告書において、AI技術とは、人が知性を用いて行っていると思われる知的活動（認知、推論、学習、思考、これらに基づく行為等）の一部を代替しうる技術とされていることを受けているものと思われる。

もっとも、経済産業省の2018年6月「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（以下「契約ガイドライン」という。）においては、AI技術とは、人間の

行い得る知的活動をコンピュータ等に行わせる一連のソフトウェア技術の総称であるとし、機械学習又はそれに関連する一連のソフトウェア技術のいずれかを指すとしており、政府の中でもA I技術とは何かという点については、一致をみないというのが現状である。

## (2) A I の分類

大きな括りでは、弱いA Iと強いA Iという区分けがある。これと同様に、特化型A Iと汎用型A Iという区分けもある。

弱いA Iとは、特定の課題に対して、人間が行う知的活動に近いことを行っているように見えるA Iを意味する。これに対して、強いA Iは、人間に匹敵、あるいは人間の知能に迫るA Iを意味する。A Iが人間への脅威となるのではないか、という指摘に対して、海外のクラウド型のA Iプラットフォームを提供する会社は、強いA Iを開発するのではなく、あくまで人間の活動をサポートする弱いA Iを開発している、として、批判を避けている。

特化型A Iは、文字どおり特定の決まった作業の遂行、特定の課題の解決のためにつくられたA Iであり、例えば、囲碁に特化したAlpha Goや、将棋に特化したPonanzaはその典型である。これに対して、汎用型A Iは、特定の作業やタスクに限定せず、人間と同様の、あるいはそれ以上の汎用化された能力を持ち合わせるものとしてつくられるA Iを意味するが、実現までの道のりはまだ遠い状況にある。

## (3) 機械学習・深層学習

### ① 概説

最新のA I技術は、ここ数年で急速に発展した機械学習及び深層学習（いわゆるディープラーニング）を利用したものである。

機械学習及び深層学習を利用したA I技術は、急速に普及しつつあり、過去にA Iに注目が集まった二度のブームを経て、今の時代は、第三次A Iブームと言われている。

機械学習と深層学習が急速に普及しつつある状況の背景には、3つの要因がある。すなわち、データから学習する機械学習・深層学習の手法の発展と、ImageNetをはじめとする大量（かつ良質な）学習用のデータセットが利用できるようになったこと、GPUという行列の計算を並列的に行う処理装置がクラウドコンピューティング等により普及したことである。

機械学習とは、契約ガイドラインにおいては、「あるデータの中から一定の規則を発見し、その規則に基づいて未知のデータに対する推測・予測を実現する学習手法の一つである」と定義されている。もう少しかみ砕いて説明すると、例えば、結婚の可能性を予測するA Iを考えてみたときに、どのような項目が結論に影響するか（この項目を「特徴量」または「特徴表現」という。）を人間が設計した上で、データを与え、コンピュータにそれぞれの項目がどれだけ重要か、重要ではないかという規則性（関係性の重み付けであり、パラメータと呼ばれる）を発見させるのが、機械学習である。

これに対して深層学習は、機械学習の一分野として、特徴量の取捨選択も、規則性の発見も、コンピュータに発見させる手法である。人間の脳の神経伝達構造

を模したニューラルネットワークという手法を多層にして行うことにより、出力される予測等の精度を高めることを目的としている。一見、機械学習と比較して夢のような技術に見えるが、画像認識以外の分野では、まだ技術的なハードルは高い。その上、特徴量の取舍選択も規則性の発見もコンピュータ任せであり、一定の入力に対し、一定の出力がなされても、どうしてそのような出力になるのか理由が説明できないという技術的な課題がある。このことから、説明責任が要求される金融、医療や、過失が問題になる分野では、深層学習を利用したAIに全ての判断を委ねることはできない。

機械学習と深層学習には、それぞれ様々な学習手法が存在し、日々新たな手法が開発されているところである。また、技術的な詳細は、法律上の課題を考える上で不必要なところもある。そこで、ここでは、法律上の課題を理解する上で、必要最低限の範囲で、機械学習と深層学習にどのような違いがあるかを説明する。

## ② 機械学習

機械学習は、データから学習をすることを可能とした手法である。これは、第二次AIブームの際にエキスパートシステムと呼ばれていたAI技術とは大きく異なる。

第二次AIブーム当時のAI技術は、人間が社会における知識をプログラミング言語でコンピュータに入力することで、知識ベースで一定の出力を行うエキスパートシステムというものであった。

これに対し、機械学習によるAIの生成は、AIに学習させるための生のデータを用意するところから始まる。

生データから、欠損値を除去したり、恣意的なデータを取り除いたり、選択・加工することで、データベース化し、学習用データとして形を整える。この学習用データを学習用プログラムに学習させることで、学習済みモデルが生成される。

例えば、一定の数値を予測する回帰アルゴリズムを利用する場合、エキスパートシステムであれば、人間が特徴量とその重み付けを設計し、プログラムしていたのに対して、機械学習の場合、人間は特徴量の設計をするだけで、各特徴量の重み付けは、学習用データを学習用プログラムに学習させることで、コンピュータが行う。このコンピュータが学習用データから学んだ重み付けを、学習済みパラメータという。学習済みパラメータはあくまで重み付けの数値に過ぎず、それだけでシステムとして稼働するものではない。

そこで、一定の入力に対し、一定の出力を返す推論プログラムに学習済みパラメータを組み込む必要があり、これが学習済みモデルとなる。

その意味で、機械学習は、統計を基礎とする手法（統計との違いは、予測システムであるという点にある。）であり、学習用データに近いものは比較的予測可能であるが、学習用データに含まれていない異常値に対しては適切な予測が行えないし、実際に異常値が入力された場合に、どういう出力がなされるか完全に予測することができない（説明ができない。）という欠点がある。

## ③ 深層学習

深層学習とは、機械学習においては人間が特徴量の設計を行っていたのに対

し、特徴量の設計すらもコンピュータが行う手法である。この意味で、深層学習は、機械学習という手法の一部である。

もともとは、人間の脳神経回路をモデルとしたニューラルネットワークを応用した学習方法であり、ニューラルネットワークを幅広くし、多層化した、ディープニューラルネットワークを利用して、複雑な解析を行うことを可能にした。

深層学習を利用すれば、人間が特徴量を設計することが困難な問題に対しても、入力とこれに対応する出力、しかも人間が設計するよりも優れたモデルを実現することができる。学習用データを学習させれば、その学習用データに応じた出力結果が出てくることから、これをエンドツーエンド (End to End) 学習と呼ぶこともある。データ量の増加に伴い精度を向上させることができる点が利用するメリットであるといわれている。

しかしながら、特徴量の抽出とモデル化を全てコンピュータに委ねてしまうことにより、そもそもどうしてその特徴量を選択したのかが不明で、説明することができない上に、どういう出力がなされるかを完全に予測することができない(説明ができない。)という欠点がある。

#### ④ 欠点の克服に向けた動きとAI技術の利用可能性

機械学習も、深層学習も、上記のとおり、全ての出力結果の理由を説明できないという共通する欠点があることから、自動運転をはじめ、医療、金融、司法その他の透明性が求められる領域での導入に問題があると考えられている。

そのため、重要な特徴を提示する、重要な学習データを提示する等、欠点を克服する研究が行われている。これらを総称して、説明できるAI (Explainable AI = XAI) として、国際的にも巨額の費用が投じられている。欧州委員会では、専門家グループが、2019年4月の倫理ガイドラインで、説明できることについて「利用者がAIシステムを信頼し、維持するために必須」としている。また、日本も、2019年3月末に政府の会議が決定した「人間中心のAI社会原則」で、「公平性、説明責任及び透明性の原則」を盛り込んでいる。

政策論的には、説明ができない技術であっても、社会的効用がそれを上回り、社会的に受容されるのであれば、利用することが許される余地もあり得る。

翻って見れば、人間が事故を起こした際の不注意についての説明も、事故がわずか一瞬の出来事であるにもかかわらず、後から振り返ってもっともらしい不注意の過程を説明する一種のフィクション(擬制)と言えなくもない。

このことからすれば、人間が納得する説明ができなかったとしても、AI技術が、客観的状況下において想定される人間の事故発生率よりも低い事故率の範囲内に収まり、有用性が示されるのであれば、ブラックボックスであっても、その利用が許される場合もあると思われるが、今後の議論が必要である。

#### (4) 教師あり学習・教師なし学習

機械学習及び深層学習は、学習用データを用いて学習済みモデルを構築するが、学習用データを学習する際に、あらかじめ正解のデータ出力を与えることで、「この入力」→「この答え」というパターンを学習する教師あり学習という手法と、学習用データのみで学習を行うことで、学習用データにおける構造や相関関係を学習



する教師なし学習という手法がある。

実際の開発では、教師あり学習が大多数であるとされており、そのため、教師あり学習に必要な教師ラベルがついた学習用データをいかに確保するかがビジネス上の課題となっている。

また、学習用データの偏りが、そのまま学習済みモデルの精度に直結するため、AIの開発に当たっては、単に学習済みモデルだけではなく、学習用データについてもその構造や性質に問題がないか、把握する必要がある。

## 2 弁護士業務での利用について

### (1) AIを含む情報通信技術の進展と、利用分野について

自然言語処理やニューラルネットワーク、機械学習を含むAIに限らず、第四次産業革命とも称される急激な進展を果たしつつある情報通信技術のような、新しいテクノロジーや様々なデータの利活用が、あまねく分野で産業構造の変化をもたらす可能性があるとされている。これを法務分野でも活用するサービスを、「リーガルテック」と総称している。こうしたサービスは、米国を中心に広がりつつあり、2018年には契約締結サービスとして「DocuSign」が米国ナスダック市場に上場し、時価総額が約1兆円に達したことが大いに話題となった。今後も技術の進展や、他分野での産業構造の変化の影響も受けて、次々と新しいサービスが出てくることが予想されている。

### (2) 米国におけるAIリーガルテックの状況について

情報通信技術を利用したサービスを提供する企業は、世界的にも米国がけん引する状況にあり、世界の時価総額トップ10の企業のうち半数以上が米国のIT企業となっている。日本国内の法規制との関係でも、近時GAF Aと称される大手米国企業に対する独占禁止法の適用、プラットフォーム規制の議論がされたことで、注目が高まりつつある。

そして、リーガルテックについても、米国は、日本と比較して、主に弁護士や企業法務部員で構成されるリーガルマーケットの規模（なお、英語でリーガルサービスを提供する他の国の市場の規模も視野に入れることができる）がそもそも圧倒的に大きいこと、また、シリコンバレーに代表されるようなスタートアップ企業とその支援をするVCなどのエコシステムが整備されていることもあり、非常に多くのリーガルテック企業が存在している。以下に示す様々なサービスの類型ごとに記載をした「カオスマップ」は、サービスの種類が多く、かつ様々な企業が取り組んでいる状況が鳥瞰できるものとなっている。以下では、出典を「[https://catalyst.com/research\\_item/legal-tech-market-map/](https://catalyst.com/research_item/legal-tech-market-map/)」とする海外で作成されたカオスマップで見られる企業について日本の状況も対比しつつ、そのサービスを紹介する。

このカオスマップも開きながら、以下を読み進めていただきたいが、これらの企業中には、AIに関連する技術を活用しているものも多く見られる。BtoBサービスすなわち、弁護士事務所又は企業法務部に提供するサービスから見ていきたい。

たとえば、「kira」や「Luminance」は、主に大手の企業法律事務所をターゲット



として、デュー・ディリジェンスやディスカバリーにおける文書解析を支援するツールである。米国では訴訟において大量の文書、メール等の電磁的記録を整理し、包括的に開示が求められ、これらの手続準則に違反した場合の制裁が重大であるというディスカバリー手続が存在するという特徴があり、従来から膨大な量の文書を分析するという需要があった。このため、大量の文書を自然言語処理などの技術を用いることによって分析し、一定の項目や問題点を抽出するという技術が普及している。なお、このような文書解析に関するサービスは、後記(3)でも述べるが、日本国内の訴訟では必ずしも一般的に利用される状況ではないものの、例えば不正調査・対応の事案等では、日本でも利用が広まりつつある。

さらに、「LawGeex」はリクルートがファンドを通じて出資したことで日本でも話題となった、AIを活用して契約書を分析するサービスである。2018年にLawGeexのAIツールがベテラン弁護士20人と5通の秘密保持契約(NDA)のレビューで対戦したところ、所要時間において、弁護士が92分かかったレビューについて、LawGeexは26秒でレビュー結果を出し、正答率においても、弁護士が85%であったのに対し、LawGeexは94%であったと報じられ、「ついに契約書分野でもAIが人間に勝った」と大変な話題になった。日本国内ではAI技術を用いた新たなサービスの導入が遅れている面と、さらに日本語に対する自然言語解析の遅れもあり、まだ実際に類似するサービスが利用されている例は少ないが、後述のように、日本のスタートアップ企業も現れつつある。

さらには、「Seal」は、DocuSignとも連携し、会社のデータベースに格納された全ての既存契約書を条項単位でグローバル検索し、他の契約書と比較、さらに「自動更新の事前予告日」といったような項目の差分を抽出して表示するなど、契約書の管理において画期的なサービスを展開している。日本国内の法律事務所でも、部分的に文書管理用のソフトウェアを導入する事例は増えつつある。

そして、ROSS Intelligenceは、IBMのコグニティブコンピュータ「Watson」をベースにした人工知能を活用し、依頼した調査内容を理解し、法令や判例のデータの中から関連するものを見つけ出して、推論し、根拠のある答えを返答するサービスである。当初は破産法に限定してサービスを提供していたが、現在では対応する法律分野を広げているようである。

こうした米国を中心とする海外のリーガルテック企業は、いずれも数千万ドル単位で資金調達を行っている。

また、消費者が利用できるようにするBtoCサービスとしては、英国出身の学生が開発した「DoNotPay」というサービスが、LINEのような会話形式のチャットに答えることで、交通違反の反則金を取り戻すための異議申立て書類を作成するという機能を提供している。このサービスは、公開後21か月で25万件利用され、16万件的異議申立てに成功したとされている。その後、米国50州におけるデータ侵害やフライト遅延や荷物の紛失における補償といった分野までサービスを拡大しているようである。日本では個別の法律事務所等が、例えば交通事故等の典型的に損害額を目安を判断できる訴訟について、部分的にその目安額を判定するサービスを部分的に提供しているにすぎない。

### (3) 日本におけるAIリーガルテックサービスの現状

日本においても、たとえば、企業不祥事における従業員のメールのチェックなどは、これまで弁護士が業務として行ってきた。しかし、株式会社FRONTEOが提供する人工知能エンジン「KIBIT」が、メールの内容や文脈まで読み取って、不正に直接言及していなくても、不正を示唆したような内容のメールを抽出するという機能を提供している。この他特許の侵害調査や、コンプライアンス・チェックや、不適切なコミュニケーションなどを自動的にAIが判定し、抽出するプロダクトも存在する。身近な例では、クレジットカードの不正取引検知については、従来からニューラルネットワークが用いられており、比較的安定して運用がされているほか、例えば金融庁の実証実験ハブにおいて、問題行為のレビューの全部を人間が行わず、その一部をこのようなプロダクトの検証結果を前提として実施することも、業規制との関係で適法に実施し得るとの検証結果も公表されている。こうした自動ツールがアルゴリズムによってスコアを算出するので、人間は一定のスコアに達したメールなどだけを確認すれば、膨大な作業が圧倒的に効率的となり、作業時間を大幅に短縮することができるほか、内容にもよるがアルゴリズムによる作業が人間の作業よりも高い割合で問題検出ができる場合もある。

また、契約書などの法律文書の作成やレビューについてもAIによる自動化が進みつつある。2018年には、GVA TECH株式会社、株式会社LegalForceといったAIによる契約書レビューサービスが、相次いで資金調達を行ったことが話題となった。(GVA TECHは1.8億円、LegalForceは5億円(累計で6.1億円))。

GVA TECHが提供する「AI-CON」は、契約書のテンプレートも提供し、ドラフトからリスク判定、修正、交渉までをサポートするサービスである。契約書をアップロードすると、1営業日以内にフィードバックが届き、契約類型の条項ごとに有利不利などを5段階で判定し、修正条文案を提供する。

他方で、「LegalForce」も同様にAIによる契約書レビューサービスであるが、こちらは、Wordのアドインとしてファイルそのものから直接操作することができることが特徴である。契約書の内容を、条項ごとに判定し、リスクがある場合にはアラートを出す。リスクに応じた修正条文案が提示されるので、これらを踏まえてWordファイルを直接修正することになる。さらには、類似した契約であれば規定されている条項が抜け落ちている場合、これも提示するという機能を有している。また、条項検索という機能も備えており、あらかじめ格納していた契約書の中から、必要となる条項を、検索して提示する。これによって、契約書ファイルをいくつも開いてお目当ての条項文案を探すという作業から解放されることになるだろう。

また、株式会社ロゼッタが提供するサービスは、機械学習を活用して法律文書や契約書を、短時間に高い精度で翻訳するものであり、既に多くの法律事務所や企業で導入されている。今や翻訳は人が行う作業ではなくなりつつあると言ってよいだろう。

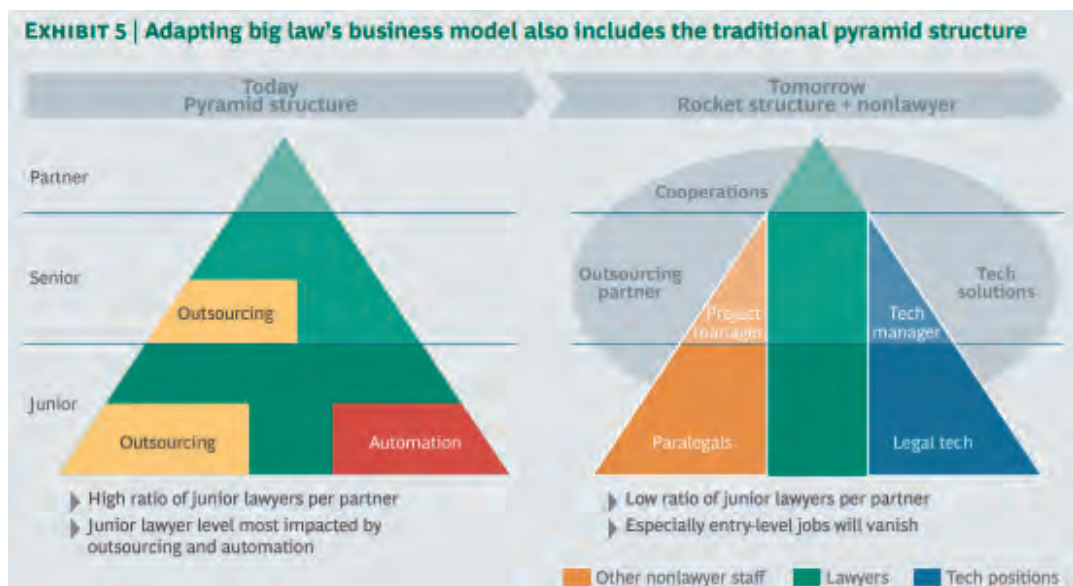
さらに、大量の文書を分析して特定の事項を抽出するような作業や、新規取引に当たって過去に締結した契約書の中から抵触する条項を見つけ出す作業、大量の文書を単純に翻訳する作業は、往々にして膨大な時間とコストを費やすものである。

こうしたルーティーン作業を、現在の自然言語処理技術や機械学習を活用したサービスによって、遠くない将来においては、驚くほど短時間で正確に行うことが可能となるだろう。

こうした比較的単純なルーティーン業務は次々と自動化されていき、最終的には、人が行うのは最終チェックやさらにより高次の法的分析や、それらを元にした意思決定、もしくは対面での面談により、依頼者に納得や安心感を与えるためのやりとりなど、一部の業務に限定されていくものと思われる。

(4) リーガルテックによってもたらされる構造変化

これまでの弁護士や法務部員は、法令や判例などの法律に関する専門知識を習得し、それらを用いて助言や回答を行うという形で一定の価値を提供してきた。しかし、今後はそうしたリーガルアドバイスについても、AIを補助的に用いて、最終的にはAIにより回答していくことが現実味を帯びてくるだろう。プログラムは、もちろん構造上の問題を含む場合もあるものの、大量のデータを高速で処理することが可能な上、長時間稼働しても疲れを感じることもなく、またケアレスミスをすることもない。したがって、大量のデータの処理や分析については、現時点でもプログラムが得意とする領域を中心に、人間がプログラムと競争をしても容易に勝つことはできず、今後はプログラムの利用に適する範囲がさらに拡大していくことが想定される。



(出典：BCG “How Legal Technology will change the business of law”)

ボストン・コンサルティンググループが発表した『Legal Tech Report 2016』という報告書では、法律事務所は、少数のパートナーが多数のアソシエイトを管理しつつ収益を上げてきたピラミッド型モデルから、パートナーの人数は変わらないものの、アソシエイトの一部がアウトソーシングやテクノロジーによって置き換わることによって人数が減少したロケット型モデルに変わっていくのではないかと予想

されている。このような人の業務のうち、比較的単純な業務、反復して実施が必要な業務等が、人間ではなくプログラムないし機械により実施されてくるということは、法務分野だけではなく、その他の業界でも非常に広く生じていることである。

こういった状況を踏まえると、将来像においては、法律や契約のスペシャリストであるだけでは足りず、案件そのものをマネージャーとして推進するプロジェクトマネジメントスキルや、問題が生じた場合にそれを解決するスキルではなく、問題が生じないようにすることも含めて提案サービスを提供できるスキル、さらには、リーガルテックサービスを導入・活用することのできるテクノロジースキルが求められていくことと思われる。

### 第3 シカゴ調査報告

今般、米国・シカゴに赴き、2019年2月28日（木）、3月1日（金）の両日にかけて、裁判のIT化及びAIの利用状況等の調査を実施した。その概要は以下のとおりである。

#### 1 イリノイ州上訴裁判所

3月1日（金）の午前にイリノイ州上訴裁判所を訪ね、控訴審裁判官3名より事情を伺った。

##### (1) イリノイ州上訴裁判所の概要

民事、刑事の両方を扱う。判決に不服の場合は、最高裁に上告することができるが、96～97%の事件が、控訴審で終局する。

イリノイ州全体では控訴審判事が49名いる。イリノイ州には5つの管轄があり、最大のクックカウンティには24人の控訴審判事がいて、4名ずつ6部に分かっている。事件ごとに、4名中ランダムに選ばれた3名の裁判官が審理を担当する。

24名の控訴審判事のうち18名は選挙で選ばれ、6名は最高裁から任命されている。

クックカウンティの第一審裁判所（Trial Court）では年間20万件を扱っている。うち、60%が当事者訴訟（民事訴訟？）である。

クックカウンティの控訴審裁判所では年間約6,000件を扱っている。控訴審での和解は一応あるが、年間5件もないほどまれである。

最高裁には年間300件くらいが上告されるが、そのうち6～70件が受理される。

控訴審の進行としては、控訴人がまず書面を出し、これに対する書面を被控訴人が出し、最後に必要的ではないが、控訴人が書面を提出する。

##### (2) イリノイ州における e-court

イリノイ州では、近時まで紙の書面を提出していたが、第一審裁判所で e-filing が始まった。その関係で、第一審から控訴裁判所に上がってくる記録も e-filing が増えている。

控訴手続については、従来は、15部のコピーを提出する必要があったが、現在は紙の書面は6部提出すれば済む。コンピュータでタイムスタンプが付与された e-file が原本として扱われる。

裁判官のところにはコンピュータがあるが、裁判官はあまり使わない。主として、



書記官が使う。

e-court が機能する場面としては、保釈がある。保釈の可否の決定は、遠隔地の被告人に対しビデオリンクで行うことができる。

### (3) e-court とデジタルデバインド

現在、原則として e-filing が訴訟当事者に義務付けられている。例外的に、コンピュータを使えない人は、宣誓書を添付することで、紙による訴訟手続ができる。

また、イリノイリーガルエイドという組織（日本司法支援センター（法テラス）に類似）が存在する。そこでは、平易な英語で原告が何を書けばいいのかを原告に説明するものがあり、質問項目に従ってフォームに入力すると、書面ができあがるというシステムがある。最高裁が、この取組を進めている。

他方、民間の取組としては、弁護士会の中にあるプロボノ組織が、イリノイ州内の 102 か所の図書館にコンピュータを備え、法的支援を受けられるようにしている。また、デイリーセンターという建物では、弁護士によるヘルプデスクがある。

## 2 シカゴ弁護士会

### (1) はじめに

シカゴ弁護士会（Chicago Bar Association）は、1874 年に設立された弁護士会で、主にイリノイ州クック郡<sup>6</sup> 及びクック郡以外のイリノイ州の約 2 万人の弁護士及び裁判官構成員を擁している。シカゴ弁護士会には、95 の委員会があり、若い弁護士のためのものも 25 あり、委員会活動に 6,000 人くらいの弁護士が参加するとのことであった。

当連合会弁護士業務改革委員会 I T 問題検討 P T の調査団は、3 月 1 日（金）の昼過ぎに、シカゴ弁護士会<sup>7</sup> を訪問し、2 時間近く滞在した。シカゴ弁護士会では、元会長の Aurora Austriaco 氏や Terrence M. Murphy 氏らが、ランチも用意して暖かく出迎えてくれた。

シカゴ弁護士会では、日米の弁護士のプラクティスの違いや、訴訟手続の I T 化について話し合われた。

### (2) 日米の弁護士のプラクティスの違い

弁護士費用については、シカゴでは、弁護士費用の高額化が問題となっていて、本人訴訟に頼らざるを得ない人が増えていることが話題となった。シカゴ弁護士会でも、弁護士費用のミニマムスタンダードを持っていたが、1980 年に廃止した。

また、訴訟に要する期間についても話題となり、シカゴ弁護士会を訪問する前に



<sup>6</sup> クック郡 (Cook County) は米国イリノイ州に位置する郡であり、大都市シカゴを抱えているため、米国内で人口が 2 番目に多い郡である (5,376,741 人 : 2000 年)。

<sup>7</sup> 321 S. Plymouth Court Chicago, IL 60604。シカゴの中心街にあり、ビルを所有している。



訪問した控訴審での審理期間の長さが問題であるとの指摘があった。<sup>8</sup> 控訴審では、和解はほとんどないとのことであった。

### (3) 訴訟手続のIT化について

「デポジションやトライアルにウェブ会議を使用することがあるか」という質問に対しては、事件によるとのことであった。多くの場合は、州裁判所及び連邦裁判所双方とも法廷に出頭することが多いとのことである。しかし、州外の被尋問者が関与する場合、ビデオ会議を使うことも可能である。連邦裁判所では、ビデオ会議や電話会議をしたい旨の書面を出してリクエストしておけば可能とのことであった。その施行方法は、Federal Rules of Civil Procedureなどのルールで決められている。

「ビデオ会議でやりとりすると意思疎通がうまくいかないといったことはあるか」との質問に対しては、証人がしゃべっていることだけではなくて、外観も含めて全体的なことを見たいし、出頭の方が意思疎通がうまくいくと考えているので、出頭する方が好きであるとのことであった。

### (4) AIの利用について

AIの利用が進んで、大きなローファームではたくさんの弁護士を利用して行っていたリサーチが15分で済むようになったりしている、とのことであった。ただ、今、AIを使用しているのは大きなローファームが中心で、しかも費用が非常に高いとのことであった。しかし、いずれは価格が低下してみな使うようになるだろうと予測していた。

しかし、AIは裁判所に行って話せるわけではないので、そのために弁護士が不要になるわけではないだろう、とのことであった。AIに詳しいある弁護士は、AIはIntelligent of Assistantであると言っている。つまり、AIはツールとして使うものであって、弁護士業を根本的に変えるものではないと考えている。



「大規模事務所はAIが行うであろう作業をアソシエイトに行わせて収入源としているので、収入が減るのではないか」との質問に対しては、AIを使えるアソシエイトを使っていく流れになるだろうと思うとのことであった。

### (5) 弁護士会及び法律事務所のIT化

シカゴ弁護士会では、年間で6億円もの予算をITに費やしているとのことであった。委員会やセミナーのためにオンラインで参加できるシステムを構築していて、そのために3,000万円を費やした。会議室にカメラを設置し、年間で140くらいの3時間のセミナー（継続教育）を行っている。東京や北京など世界中から参加でき

<sup>8</sup> 正確な審理期間に関する情報提供はなかったが、何年もかかるとのことであった。

るものである。

Austriaco 氏の事務所では、弁護士 8 人に対して秘書が 3 人いるそうで、サイバーセキュリティやシステム運用のために支払うテクノロジー関連費用は 1 年間に 2.5~3 万ドルくらいであるとのことであった。コンサルタントも雇っているとのことであった。

### 3 カークランド&エリス法律事務所での意見交換

#### (1) 調査の概要

3 月 1 日(金)の午後に、シカゴに本部を持つ、米国の法律事務所である、KIRKLAND & ELLIS LLP (カークランド&エリス法律事務所、以下「カークランド」という。)を訪問し、米国の法律事務所における AI 使用の現状及び現地における裁判の IT 化・本人訴訟についてプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

#### (2) AI ソフトウェア活用の概要

カークランドでは、2015 年から AI の開発を始め、2018 年から正式に運用を開始している。2019 年 2 月現在でも運用は初期段階であり改善を続けている。他の大手ローファームも同様の状況ではないか、とのことであった。

カスタマイズされた AI ソフトウェアに、多くの文書をアップロードしていく。ソフトウェアは、訓練をする必要があり、多くの時間とノウハウが必要となる。

何千もの文書をアップロードした後、その中から、関心を寄せる情報や文書の要約の提供、先例となる文書の抽出、特定の情報が現れる頻度なども調べることができるようになる。慎重を期すべき調査の場合には、AI 任せにしていないとのことであった。

また、米国に特徴的な制度として、ディスカバリー(強力な証拠開示制度)が挙げられる。従わないとサンクションが大きく、気を遣う制度である。開示の対象は、紙媒体の書類のみならず、メール、画像、音声ファイルなどあらゆるデータが含まれ、膨大な量である。AI ソフトウェアを用いることにより、たとえば、企業の本店から支店に至るまでのメールを探索し一覧にしたり、類似文書、重複文書を見つけたりすることも容易になっている。発展段階にあるテクノロジーであり、完全に信用するわけではないが、業務を効率化してくれるツールという位置づけである。

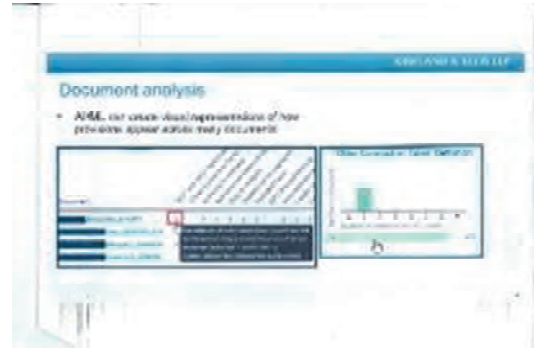
蓄積された判例(ビッグデータ)を用いて、従来よりもさらに正確な訴訟動向の分析を行うことを可能とする AI ツールが開発されている。また、法律事務所が取り扱っている事件の分析も、これまでより高い精度で行うことが可能であるとのことであった。

#### (3) AI が弁護士業務に与える他の影響

AI の活用が、法律事務所の売上げに影響を与える可能性については未知数であるが、弁護士報酬の決定方法が変動していく可能性はある。法律事務に幅があるとすれば、反復継続する一般的なものと、カスタマイズが必要なものがあり、AI は、前者に影響を与える可能性がある。今後は、法律事務所が二極化する時代が到来するであろう。



意見交換会の様子



A I による文書の分析の一例

#### 4 本人訴訟団体との意見交換

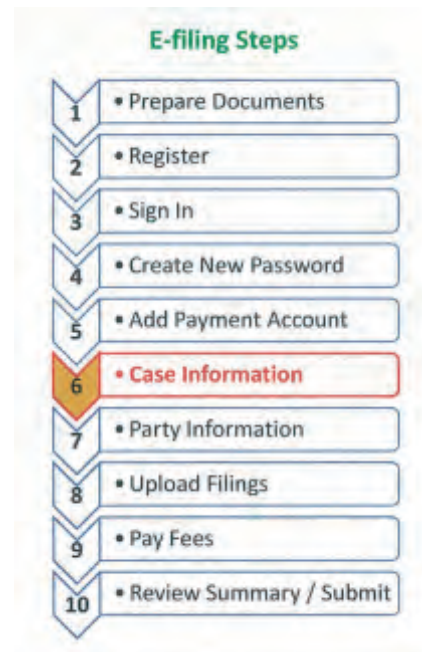
##### (1) はじめに

3月1日（金）の午後に、カークランドを訪問し、同所会議室で、A I活用等に関して意見交換をした後に、そのまま本人訴訟団体に所属している弁護士からお話を聞いた。

##### (2) e 提出 (e-Filing)

###### ① e-Filing の強制

イリノイ州では、2018年4月から、本人訴訟を含めた全ての民事訴訟手続において e-Filing を強制することになった。<sup>9</sup> イリノイ州では、民事訴訟も60%が本人訴訟なので、大きな問題となっている。



イリノイ州の e-Filing プロセス

<sup>9</sup> 以前は、イリノイ州の11郡において e-Filing が強制であった。イリノイ州には102の郡がある。



### 新しい事件の登録画面

e-Filing を行うためには、サイトにログインして費用を払うために、電子メールアドレスとクレジットカード又はプリペイドカードが必要だが、本人利用者のうち 20% がクレジットカードを持っておらず、プリペイドカードは手数料がかかる。電子メールアドレスを持っていない人もいる。このように実態として全ての人

に e-Filing を強制する社会的基盤がないので、英語の読み書きができない、障がいがある、DV 被害者であるなど e-Filing により訴訟追行することができない理由があると記載した宣誓供述書を提出することで、従来どおりの紙での提出が許容されている。<sup>10</sup> また、費用の支払にクレジットカードの使用が強制されているが、クレジットカードを持っていない人が多くいるので、現金払いを許容してもらうように運動している。また、本人は何度も訴訟をするわけではないので、暫定的なゲストアカウントで e-Filing できるようにしてほしいと考えている。

サポートも十分ではなく、裁判所は紙を電子化するサービスを行っていない。裁判所にはローライブラリがあるが、そこでは電子化のサポートはしてくれない。また、裁判所に行ってサポートを受けるのでは、オンラインで提出できるメリットが活かされないので、オンラインや電話でのサポートが望ましいのだが、そのようなサポートもない。今は裁判所に行って質問するしかない。

e-Filing を強制するに当たっての準備も十分ではなかった。ユーザを交えてのテストを行うべきであった。

#### ② e-Filing のメリット

e-Filing にメリットがないと言っているわけではない。24 時間アクセスできる点や、データ収集が簡単になる点、書面の確認が容易になる点など多くのメリットがある。イリノイ州の場合、クラークの質も良くなく、書類の紛失事故などが起きているので、電子化によってそのような事故が防げるというメリットもある。

#### (3) e 法廷 (e-Court)

トライアルの尋問やデポジションで Skype を使うことがある。尋問の効果は上がらないが、コストが節約できる。来年から DV 事件の被害者は、シェルターから参加することができるようになる。

Skype 利用の要件は特に設定されていない。規則で正当事由 (Good Cause) が必要とされていたが、削除された。以前は、裁判所の裁量で行えるという規則だったが、今は原則としてでき、例外的にできない場合がある、という規則になった。

## 5 ABA TECHSHOW

<sup>10</sup> イリノイ州上訴裁判所を訪問した際、裁判官は、今でも多くのケースが紙での手続であり、e-Filing がそれほど多いという印象はない、と言っていた。



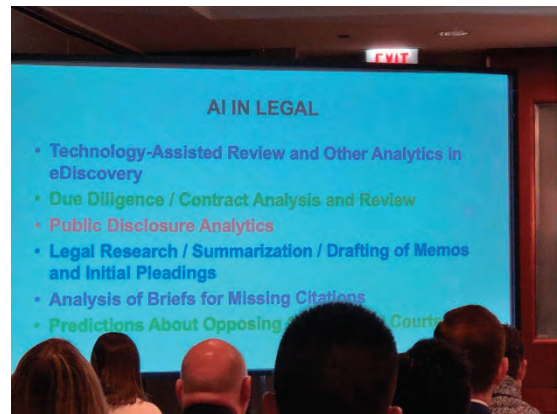
(1) はじめに

ABA (American Bar Association: 米国法曹協会) では毎年弁護士実務に利用される様々なテクノロジーの発表会「ABA TECHSHOW」を実施しており、本年は2019年2月27日(水)から3月2日(土)まで、Hyatt Regency Chicagoで開催された。

ABA TECHSHOWのメインは、Conference(発表会)と企業の展示ブースが集まるEXPOである。Conferenceの分科会は、2月28日と3月1日の2日間にわたり、200名収容規模の部屋10か所に、各1時間ずつ発表する形式で、academic trackを含め約60分科会開催されていた。EXPOはConference会場のすぐ下の1フロアに140社ほど出展していた。

(2) Conference 分科会の様子

調査団が参加したConferenceは一部の分科会にすぎないが、「Practical Magic : Actual Uses of Artificial Intelligence in Real Law Firms」(法律事務所におけるAIの実際の使用)と題する分科会は、①何がAIでどう機能するのか、具体例を引き合いにした導入、②地図を依頼者に喩えての法的解析とAIの関係、③法律実務において使われているAI(eディスカバリー、契約の解析(デューデリジェンス)、公開情報の解析、リーガルリサーチ・要約・書面や最初の訴状のドラフト、書面の解析・判例引用、裁判所と相手方代理人の対応に関する予想)、④法律事務所におけるAIの実用例、⑤AIのリスクと有利性(Opportunity)等についての講演であった。



Conference分科会は、ITに限ったものではなく、例えば、「It Takes a Village : Using Project Management Tools with a Team」と題する分科会は、プロジェクトマネジメントに関するものであり、To-doリストスタイル、Waterfallメソッド、看板メソッド(TO DO, DOING, DONEに分ける)の3つのモデルを紹介するものであった。レベルを気にせず、かなり自由に話していた印象である。

「Showtime in the Courtroom」と題する分科会は、法廷でITツールを効果的に活用する手法に関する講演で、視覚的に訴えるヴィジュアルの重要性、証拠提示におけるスクリーンの使用例、証拠として使えるITデバイスの紹介(スマートフォン、デジタルカメラ、GoPro製品(GoProはウェアラブルカメラ等の販売会社)、ドローン、防犯カメラ等)、デポジション(証言録取)におけるビデオ撮影の有用性の他、「Trial Pad」なる特定企業の裁判向けプレゼンテーションアプリの宣伝も行われていた。

(3) EXPOの様子

EXPOは、最終日を除きConferenceと同時並行的に開催されており、Conference間の空き時間を利用するなどして各ブースを見て回る事ができる。

EXPOには、クラウドベースの法務管理ソフトウェア会社のClioや事件管理ソフ



トウェア会社の MyCase, 法律業界向けオンライン決済ソリューション会社の LawPay をはじめ, 数多くの法務関連企業が出展しており, これらの企業が TECHSHOW のスポンサーになってもある。

EXPO では, お菓子, ペン, ノート, Tシャツ, 靴下等のお土産を無料配布しているブースも散見され, 大変盛況であった。

#### (4) その他

EXPO 会場では朝食 (ベーグル, 野菜類, クリーム, ゆで卵, フルーツ等) がバイキング形式で提供され, そこそこの味であった。ランチはランチボックスを配布して提供され, スポンサー企業によるセッションが催される中で食事をする様子であったが, ラunchはスポンサーがついているとはとても思えないほど劇的においしくなかった。

各日, 終わりに全体会場でやはりバイキング形式のディナーが開催され, 軽食ではあったが味は悪くなかった。ビール, ワイン等も提供されており, 調査団メンバー6名は会場中央の1テーブルを占拠し, 楽しく飲食して TECHSHOW の終わりを迎えた。

#### 6 終わりに

今回のシカゴ調査は, 通訳役としてカリフォルニア州弁護士の鈴木淳司氏と同氏経営の事務所に出向中の井上拓会員 (第二東京弁護士会) の協力によるところが大きく, また, カークランドにおける意見交換ではカークランド出向中の寺田知洋会員 (東京弁護士会) にアテンドしていただき, 大変実のある意見交換とすることができた。この場を借りてお三方に御礼申し上げて, 報告を終えたい。

